

# トイレの修理トラブル

2014年12月15日号

トイレが詰まり、慌ててチラシやマグネット広告の修理サービス業者に依頼したところ、すぐに来てくれたが、いきなり便器を外してしまい、交換を迫られ、見積もりや説明なしで作業をされてしまった。その後、威圧的な態度で高額な料金を請求されたなどの事例がありました。

トイレの修理サービスに限らず修理・修繕を依頼する場合は、原因や作業内容、費用などの十分な説明を求め、必ず見積もりを取りましょう。納得がいかない場合や、高額な見積もりの場合はすぐに契約しないことです。緊急事態にも慌てないことが大切です。

上下水道の修理などの工事については指定業者制度がありますので、いざという時のために信頼できる指定業者を探しておくといでしょう。また、水漏れの場合は、「使用水量のお知らせ」の裏面にある、漏水修理専用番号(52)1898(市公認上下水道協同組合事務所)へ連絡すると対応してもらえます。